

小倉リハビリテーション学院障害学生支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法ならびに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、小倉リハビリテーション学院（以下「本校」という。）における障害学生支援に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、慢性疾患、その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

3 合理的配慮とは、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、社会的障壁の除去のために行う必要かつ適当な変更および調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度な負担を課さないものをいう。

4 前項の「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(責務)

第4条 学院長は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害学生支援を推進しなければならない。

2 本校教職員は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害してはならない。

3 障害のある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮の提供を行わなければならない。

(担当部署)

第4条 障害のある学生からの支援要請の相談窓口及び連絡調整は担任が行う。

2 障害のある学生のための支援事項の検討は、学院長の指示のもと、具体的な合理的配慮の提供要請の内容に従い、担任、各学科、事務部等（以下「各担当部署等」という）で行う。

3 合理的配慮の提供に関する情報共有及び調整等は運営会議の審議を経て決定する。

(支援の申し出)

第5条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

2 支援の申し出は、障害のある学生本人が書面により本校に申し出ることとする。

各担当部署等は連携し、学生の修学上の課題と意思について聴取を行う。

3 各担当部署等は支援を申し出た学生に、障害の内容等の確認に関する必要な書類を求めることができる。

(支援計画の策定と合意形成)

第6条 各担当部署等は学生からの支援の申し出を十分尊重した上で、具体的支援が円滑に実施されるよう、運営会議の審議を経て合理的な配慮の提供のための支援計画を策定する。

2 申し出のあった支援に関する支援計画の作成に当たっては、次に掲げる要素を考慮し、個別の事案ごと

に客観的・総合的に行う。また、合理的配慮に相当しないと判断される場合は、当該学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- (1) 修学に関わる本質的な変更を伴うか否か
 - (2) 体制面、財政面における影響の程度
 - (3) 本学の本来業務に付随する内容であるか否か
- 3 策定した支援計画について、当該学生に対し十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解および合意の形成を図り、当該学生の合意を得ることとする。
- 4 学院長は、支援計画を運営会議の審議を経て決定し、支援の実施を命じる。

(不服申し立て)

第7条 障害のある学生は、合理的配慮の提供に対し不服がある場合は、不服申し立てを行うことができる。

(支援の実施)

第8条 各担当部署は、決定された支援計画に基づき、具体的な支援を実施しなければならない。

- 2 各担当部署は、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障害のある学生からの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努める。
- 3 支援計画は、障害の状態や環境の変化等に応じて適時見直しを行い、変更が必要なときは変更することができる。

(秘密保持義務)

第9条 障害学生支援に従事する者または具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生および障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(この規則に違反した場合の措置)

第10条 この規則に違反する行為があったと思料されるときは、学院長は調査を行い、その事実が認められる場合は、本校は当該行為を行った者に対して必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。